

大館市危険空家等解体撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大館市空家等対策の推進に関する条例(平成27年大館市条例第36号。以下「条例」という。)及び大館市空家等対策の推進に関する条例施行規則(平成27年大館市規則第44号。以下「規則」という。)等の規定に基づき、助言・指導、勧告を受けた危険な空家等の所有者等が、自ら当該空家等の解体及び撤去を実施する場合に、その費用の一部を補助するための大館市危険空家等解体撤去費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(補助対象空家等)

第3条 この要綱の対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例、規則その他の関係法令(以下「条例等」という。)の規定により、市から助言・指導、勧告の対象となったもの
- (2) 市内に在し、1年以上使用されていないもの
- (3) 個人が所有する空家等のうち、住居の用に供される建築物であるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家等とみなすことができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事(以下「解体撤去工事」という。)を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に記録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等を管理するに相当すると市長が認める者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 国税及び大館市が賦課している市税等(市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)を滞納していないこと。
- (2) 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと又は過去に本制度により補助金

を受けた世帯員がいないこと。

(3) 抵当権を設定している場合は、抵当権者や複数の権利者から同意を得ていること。

(4) 補助金の交付を受けた日から1年以内に当該土地を家族以外の者に譲渡し若しくは譲与しないこと、又は賃貸をしないこと。

(5) 補助金の交付を受けた日から1年以内に当該土地に建て替えをしないこと。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から補助対象空家等の解体撤去工事についての同意を得られること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空家等の全部を解体する工事であること。

(2) 市内に本店若しくは支店を有する業者で、県知事による解体工事業者登録を受けた者又は建設業法第3条の規定による土木工事業、建築工事業、とび若しくは土工工事業の許可を受けた者が行う工事であること。

(3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している工事であること。

(4) 公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象となる工事でないこと。

(5) 他の補助制度により補助金の交付を受けない工事であること。

(6) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 解体撤去工事の工事費(家財の処分費は除く。)

(2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 交付申請をしようとする補助対象者(以下「補助申請者」という。)は、補助対象工

事の実施前に大館市危険空家等解体撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工程表
- (4) 工事見積書
- (5) 委任状（補助申請者が交付申請の手続きを他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 国税及び市税等に滞納がないことの証明書
- (7) 譲渡等に関する誓約書（様式第2号）
- (8) 第4条第3項に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第3号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

（交付決定）

第9条 市長は、交付申請が到達したときは、速やかにその内容を審査の上、当該交付申請が到達した日から20日以内に交付の可否を決定し、大館市危険空家等解体撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を市長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに大館市危険空家等解体撤去費補助金中止承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに大館市危険空家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し

- (3) 解体撤去工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、大館市危険空家等解体撤去費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、大館市危険空家等解体撤去費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第16条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告させ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。